

第37回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日(月)午前10時から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会期の決定

第4 報告第78号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第5 報告第79号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 報告第80号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第7 議 第189号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第8 議 第190号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第9 議 第191号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第10 議 第192号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第11 議 第193号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第12 議 第194号 農用地利用集積計画に対する決定について

第13 議 第195号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

第14 議 第196号 不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について

第15 議 第197号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、農地主査 竹田智弘、主任 高橋光好、主任 玉田絵里子
主事補 小関未夢

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第37川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番、鈴木秀男委員、議席2番、後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名でありますが、書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに玉田主任を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとするごとにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第78号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 玉田 絵里子

1ページをご覧ください。報告第78号、令和5年1月25日農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、(1)1月申し出件数5件、田51, 926m²、うち個人への調整決定件数4件、田15, 251m²、支援センターへの調整決定件数1件、田36, 675m²、所有権移転合計が5件、田51, 926m²です。

利用権の設定について、(1)1月再設定件数が55件、田393, 058m²、畑5, 273m²、(2)1月申し出件数が2件、田30, 879m²、うち個人への調整決定件数57件、田423, 937m²、利用権設定合計57件、田423, 937m²、畑5, 273m²です。

利用権の移転について、1月利用権移転件数合計が4件、田59, 165m²。なお、詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定について、で説明させていただきます。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第79号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事補 小関 未夢

2ページをご覧ください。報告第79号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記

の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので報告する。令和5年2月27日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は22件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(議案書を読み上げる。)

以上です。

議長 大沼 藤一

報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第80号、人・農地プラン検討会の結果報告について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。報告第80号、令和4年度第2回川西町人・農地プラン検討会の報告です。開催については、こちらも書面決議により開催いたしまして、令和4年の12月15日から令和5年の1月10日ということで、委員の方に審議いただいた結果でございます。内容につきましては、下記の表の1番から9番まで、合計9プランが中間管理の2月集積に向けたプランの見直しをさせていただいております。書面決議の結果、すべてのプランで妥当ということで、結果をいただいておりますので報告いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第189号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関 未夢

8ページをご覧ください。議第189号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請があつたので委員会の可否を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字朴沢字ウルイ沢2275-1、田84m²、計田9筆5,889m²、離農、経営規模拡大です。

以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席6番、市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号1番について、2月19日に須貝委員が現地調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a対価●●円は妥当だと判断します。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第190号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関 未夢

9ページをご覧ください。議第190号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があつたので委員会の可否を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は13件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字中小松字十王田2638-2、田1, 487m²、貸し直し、借り直しです。

2番●●、●●、大字中小松字十王田2640-1、田1, 392m²、計田3筆4, 454m²、貸し直し、借り直しです。

3番●●、●●、大字中小松字北六地蔵3331-1、田4, 568m²、計田5筆6, 253m²、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

4番●●、●●、大字下小松字六地蔵2197、田1, 122m²、貸し直し、経営規模拡大です。

5番●●、●●、大字西大塚字岡二2825、田790m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

6番●●、農事組合法人E・F代表理事、金子武、大字大塚字東野215、田3, 094m²、貸し直し、経営規模拡大です。

7番●●、農事組合法人E・F代表理事、金子武、大字大塚字前沖南342、田1, 652m²、計田2筆3, 661m²、貸し直し、経営規模拡大です。

8番●●、農事組合法人E・F代表理事、金子武、大字大塚字前沖南339、田429m²、計田4筆9, 145m²、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

9番●●、●●、大字大塚字伊勢屋敷一1029、田254m²、計田4筆2, 063m²、貸し直し、経営

規模拡大です。

10番●●、●●、大字時田字他屋982-1、田1, 118m²、計田4筆7, 360m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

11番成年被後見人●●、成年後見人●●、●●、大字高山字石樋3310-11、田119m²、計田2筆593m²、畑1筆997m²、離農、経営規模拡大です。

12番●●、●●、大字高山字畠中4635-1、田3, 284m²、計田4筆5, 124m²、貸し直し、借り直しです。

13番●●、●●、大字吉田字平内5932-1、田3, 791m²、計田8筆34, 527m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告をお願いします。

初めに、番号1番から4番を、議席3番、高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番から4番について、2月14日に渡部推進員と私のほうで現地調査してきました。今回の申請、番号1番、2番ですが、貸し直し、借り直しであります。番号3番、4番が貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っております。また、周辺農地への影響はないとの判断しました。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断しますので、よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

次に、番号5番から9番の件について、本職より報告いたします。

番号5番について、2月の13日、齊藤推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

次に、番号6番から9番について、2月11日、平田推進委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当と判断しますのでよろしくお願ひいたします。

続いて、番号10番から番号12番を議席1番、鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号10番について、2月12日、遠藤推進員が現地を確認しております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地へ

の影響はないという風に判断しております。農地の状況から見て、賃借料●●円は妥当だと判断しております。

続きまして、番号11番、12番について、2月12日、竹田推進員が現地を確認しております。今回の申請は、番号11番が離農、経営規模拡大に伴うものであります。番号12番が貸し直し、借り直しであります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響はないという風に判断しております。農地状況からして、田10a●●円、畑10a●●円の賃借は妥当という風に判断しております。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

次に、番号13番について、議席9番、新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号13番について、2月19日高梨推進員が現地調査しております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当と判断いたします。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第191号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関 未夢

12ページをご覧ください。議第191号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があつたので委員会の可否を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字洲島字佐戸4309、田656m²、計田16筆21, 245. 63m²、畑7筆2, 762m²、貸し直し、借り直しです。

以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号1番について、2月19日高梨推進員が現地調査しております。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第192号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

13ページをお開きください。議第192号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があつたので、知事に送付の意見を付せられたい。令和5年2月27日提出、農業委員会会长名。申請件数は1件です。

1番、譲り渡し人●●法定相続人●●、譲受人●●外1名、場所は、大字小松字新町西973-10、地目は田んぼで363m²でございます。農地区分は第1種農地でございまして、使用目的は一般住宅、付記といたしまして、申請地を譲り受け、一般住宅を建築するものでございます。補足資料のNo.1で補足させていただきたいと思います。補足資料の1ページ、宣誓書を掲載しております。譲り渡し人のところ、●●の申請になっておりますが、こちらについては、申請が出されてから●●亡くなられたということで、この後、相続人として●●になるという旨の説明を受けております。申請書に●●が相続するよという別段の書類を申請書につけて、県に送付の後に、県から許可を受けるというような流れで申請を進めるものでございますので、申請を受けた段階では●●のままということになります。

補足資料の3ページが今回の転用の申請地でございます。また、5ページには土地利用計画図を載せておりまして、総事業費は●●円、うち●●円を融資で、それ以外を自己資金で調達する計画でございまして、残高証明書、融資証明書により確認しております。なお、事業費のうち土地取得費については、●●円となっております。汚水排水は公共下水道で、雨水は地下浸透とする計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席3番、高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。2月15日に新野委員と私そして、事務局で現地調査をして参りました。申請の土地は、大字小松地内にある第1種農地の田であり、申請者が一般住宅用地として転用するための申請であります。転用後については、約50cmの盛土を行い、土留めにより法面を保護し、また、建物の高さを加減するということで、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないとの判断しております。よろしくお願いします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮ります。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第193号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

14ページをお開きください。議第193号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業計画変更申請があつたので、知事に送付の意見を付せられたい。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人については、当初事業計画者●●です。土地は大字上小松字大光院前2794-6、地目が畠で363m²、農地区分は第3種農地で、一般住宅建築を目的に転用した分でございます。付記といたしまして、左記の目的のために、農地法第5条による使用貸借権の設定の許可を受けて、事業開始しましたが、所有権の移転に権利内容を変更したいため申請を受けたものでございます。こちら内容につ

いては、8月総会で意見を付していただきまして、県の方から令和4年9月7日付けで許可を受けて、事業を進めておりました。その後、家族内で使用貸借でなくて、所有権移転に変更したいという意向が出てきたようで、その意向を通すのであれば当初の許可目的を達成することが困難であるととらえまして、所有権の移転として事業計画変更を受けるものでございます。事業計画変更も本来であれば現地調査、確認が必要でございますが、土地利用計画図に変更なく、権利のみの変更であるため、事務局の確認のみで議案として上程させていただくものです。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第194号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。

本件の中で、整理番号8903番は、議席6番市川博幸委員の本人に関する案件であり、整理番号8911番、8912番は、議席4番佐々木一宏委員の本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めるについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議席6番市川博幸委員と議席4番佐々木一宏委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、整理番号8903番の件について、審議を行いますので議席6番、市川博幸委員は室外に退席願います。

(市川博幸委員退席)

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

15ページをご覧ください。議第194号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があつたので農業委員会の決定を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会长名。26ページをご覧ください。番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げます。

8903番●●、田6, 289m²、市川博幸、●●円の再設定5年です。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求める。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8903番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

市川博幸委員の復席を求める。

(市川博幸委員着席)

次に、整理番号8911番、8912番の件について、審議を行いますので議席4番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求める。

主任 玉田 絵里子

29ページをご覧ください。

8911番●●、計田6筆9, 529m²、佐々木一宏、●●円の再設定3年です。

8912番●●、計田2筆5, 205m²、佐々木一宏、●●円の再設定3年です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求める。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8911番、8912番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

佐々木一宏委員の復席を求める。

(佐々木一宏委員着席)

次に、決定いただきました整理番号8903番、8911番、8912番を除いた各案件について、事務局の説明を求める。

主任 玉田 絵里子

16ページをご覧ください。所有権移転各筆明細、番号、所有権を移転する者、場所、移転を受ける者、10a対価、備考の順で読み上げます。(議案書を読み上げる。)

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8903番、8911番、8912番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第13、議第195号、農用地利用集積計画に対する決定について、農地中間管理事業を上程いたします。

初めに、議事の進め方について、お諮りいたします。本件の中で、整理番号8840番は、議席7番船山マサエ委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めるについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席7番船山マサエ委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

整理番号8840番の件について、審議を行いますので議席7番船山マサエ委員は室外に退席願います。

(船山マサエ委員退席)

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

議第195号、農用地利用集積計画に対する決定について、中間管理事業でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があつたので、農業委員会の決定を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会长名。それでは、65ページをお開きください。番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、借賃、備考の順で読み上げます。

8840番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、計田2筆2,341m²、畑1筆69m²、船山義久、●●円の10年、●●です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8840番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。船山マサエ委員の復席を求めます。

(船山マサエ委員着席)

次に、決定いただきました整理番号8840番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

35ページをお開きください。こちらも番号、利用権の設定をする者、土地の面積、合計、利用権の設定を受ける者、借貸、備考の順で読み上げます。(議案書を読み上げる。)

なお、以上までが農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8640番を除く各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第14、議第196号、不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

83ページをお開きください。議第196号、不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について、下記の者から、農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予を受けるため、引き続き農業経営を行っていることの証明願いがあったので、農業委員会の可否を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会长名。申請件数は1件です。申請人については、大字尾長島●●の●●でございます。贈与者は●●です。贈与年月日が平成28年5月25日、経営面積が64,005m²、今回の特例農地等の面積が53,160m²です。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号1番について、令和5年2月12日、小形推進委員が現地調査を行っております。その結果適正に営農、管理されていることを報告いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局および担当委員の説明が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の納税猶予の適用に関して、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本件について、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことと決定いたします。

日程第15、議第197号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 高橋 光好

84ページをご覧ください。議第197号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地である旨の決定を求める。令和5年2月27日提出、川西町農業委員会会長名。記載の1番から48番までの土地でございますが、田が12筆、畠が36筆、11月8日、10日、21日に農地パトロールを実施していただきまして、農業委員の方、推進員の方に現地を確認いただいて、非農地との調査結果を受けたものでございます。以上の48筆について、非農地の決定をしていただきたいと思います。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について非農地と決定いたします。

これをもちまして、第37回川西町農業委員会総会を閉会いたします。